

# 産業建設常任委員会会議録

令和 2 年 2 月 2 1 日

宮 古 市 議 会

## 令和2年3月宮古市議会 産業建設常任委員会会議録目次

(2月21日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	4
付託事件審査(2)	9
付託事件審査(3)	10
付託事件審査(4)	11
付託事件審査(5)	13
付託事件審査(6)	13
付託事件審査(7)	15
付託事件審査(8)	16

## 宮古市議会産業建設常任委員会会議録

日 時 令和2年2月21日（金曜日） 午後1時  
場 所 議事堂 委員会室

---

### 事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第27号 宮古市豊かな森を育む基金条例
- (2) 議案第28号 宮古市農林漁村地域多目的集会施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第29号 宮古市漁港管理条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第31号 宮古市営住宅条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第32号 宮古市手数料条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第34号 市道路線の認定について
- (7) 議案第30号 宮古市道路占用料徴収条例及び宮古市都市下水路条例の一部を改正する条例
- (8) 議案第33号 宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

出席委員（7名）

佐々木重勝	委員長	藤原光昭	副委員長
小島直也	委員	佐々木清明	委員
伊藤清	委員	高橋秀正	委員
落合久三	委員		

欠席委員（なし）



説明のための出席者

付託事件審査（1）

産業振興部長	菊池廣君	農林課長	飛澤寛一君
林政係長	齋藤公誉君	主任	野崎森生君

付託事件審査（2）

産業振興部長	菊池廣君	農林課長	飛澤寛一君
都市計画課長	去石一良君	農政係長	袈岩邦行君

付託事件審査（3）

産業振興部長	菊池廣君	水産課長	佐々木勝利君
漁港係長	竹花浩満君		

付託事件審査（4）

都市整備部長	藤島裕久君	建築住宅課長	菅野和巳君
公営住宅係長	野頭正樹君	主査	山崎俊幸君

付託事件審査（5）

都市整備部長	藤島裕久君	建築住宅課長	菅野和巳君
建築指導室長	高見幸夫君		

付託事件審査（6）

都市整備部長	藤島裕久君	建設課長	中屋保君
管理係長	佐々木将治君		

付託事件審査（7）

都市整備部長	藤島裕久君	上下水道部長	大久保一吉君
建設課長	中屋保君	管理係長	佐々木将治君
経営管理係長	盛合義信君	副主幹	伊藤真君

付託事件審査（8）

上下水道部長	大久保一吉君	経営管理係長	盛合義信君
副主幹	伊藤真君		



議会事務局出席者

事務局長	菊地俊二	主任	佐々木健太
------	------	----	-------

## 開 会

午後1時00分 開会

○委員長（佐々木重勝君） はい、皆様ご苦勞さまでございます。少々早いですがこれより進行いたしたいと思いますがよろしいでしょうか。はい。それでは進行させていただきたいと思います。ただいままでの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、これより産業建設常任委員会を開会いたします。本日の案件は、付託事件審査8件、説明事項3件、となっておりますので、議事進行にご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。それでは本委員会に付託された議案の審査を行います。議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでございますので、省略いたします。

○

### 付託事件審査（1） 議案第27号 宮古市豊かな森を育む基金条例

○委員長（佐々木重勝君） 初めに、議案第27号宮古市豊かな森を育む基金条例を議題といたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。はい、佐々木清明委員。

○委員（佐々木清明君） この基金条例というのは今度新しくできたやつですがね。それで、豊かな森を育む基金ということで理由で出てますけれども、3条の中でちょっと教えてもらいたいものがあります。金融機関への預金その他最も確実有利な方法により保管しなければならない。と書いてあるんだけどちょっとそういうものがあるのかなあ、有利な方法というのは、ちょっと疑問に思いましたんで。

○委員長（佐々木重勝君） はい、菊池産業振興部長。

○産業振興部長（菊池廣君） この管理の部分はですね。大体が普通預金で管理しておりますけれども、基金の運用ということができるものですからより利息を稼ぐためにいろんな債権を買って行ってということで、利息を幾らでも稼いで基金を積み立てを多くするというやり方がございます。通常はそのとおり先に言いましたように、普通預金で必要な部分を充当して、歳出に充ててってというのをやるんですが入ってくるお金が多い場合、それを全部1回に使えないんで使う部分のみをおろして、歳出に充てて、それ以外はまとまったお金、例えば1,000万だったら1,000万はそういった債権で2年とか3年とか管理して利息を幾らかでもふやしてというようにこの文言になっております。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） 普通であれば預金ということですがけれども、少しでも利息を稼ぐためにこういうような方法を用いたということですね。それですね、もう一つ教えてもらいたいんです。6条、これ項目が書いてありますけれども、ちょっと私には理解しにくいとこなんですけれども、これは結局、基金を集めたやつをほかのものには流用しない。この森を育む基金の中にだけで使うという意味です、これ。

○委員長（佐々木重勝君） はい、菊池産業振興部長。

○産業振興部長（菊池廣君） ここの処分っていう部分は、第6条の部分はそういう第1条に定める目的を達成するためということで、その事業に充てるお金と。繰替運用というのが第5条にございますけれども、この基金を例えば一般会計で歳出が少なくなった場合、普通は財政調整基金とかそっちを取り崩してやるんですけれども、そうじゃない場合、基金をここから借りて運用するということができるのがこの第5条のほうになって第6条はそのまま必要な事業に充てるということで、大体基金の管理の場合、こういうような条例の組み立てになっております。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

- 委員（佐々木清明君） 分かりました。以上です。
- 委員長（佐々木重勝君） そのほか、どなたか。はい、どうぞ藤原委員。
- 委員（藤原光昭君） はい、この基金条例、これ説明を受けていただいて大体わかるんですが、宮古市でこれ森林譲与税に絡みだと思うんですが、宮古市にどのくらいの予定でいるのか。
- 委員長（佐々木重勝君） はい、飛澤農林課長。
- 農林課長（飛澤寛一君） はい、今年度につきましては、3,400万です。来年度につきましては、7,100万円の予定になっております。
- 委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。
- 委員（藤原光昭君） これは基金に積んでそれぞれ毎年毎年この事業を当然していくわけですが、やっぱりその事業者にもよると思う。1年にやる仕事っても、そんなにそんなに莫大に仕事ができるわけじゃないですから、当然限られて順次していくと思うんですが、やっぱり基金を積んでやっぱり定期的にやっぱりこの森林を整備してく。育林をしていく。伐採していく。これはやっぱり定期的にやる事業に当然すべきだしやってくと思うんですが、計画等々も含めてね、やっぱり初年度基金を積んだ後にもやっぱりやる事業があると思うんですが、いろいろ事業やる箇所もそれぞれ、いろいろあつと思うんですが、まず1番にやっぱり育林という部分でね、これが基金も当然積んでくと思うんですが、どのように考えてますか、育林という部分。
- 委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。
- 農林課長（飛澤寛一君） まず、市内全域を順次やっていくということで、今、どうやっていったらいいかということで、来年度以降、所有者の方に意向調査をしてご自分で管理するのか、あるいは管理できないのであれば市に管理を任せていただきたいというような形で進めていきたいと思っております。その中で大体15年ぐらいかかると思うんですが全域を回っていくとすれば15ぐらいに分けて順次事業を行っていくと。その中で、例えばご本人が管理するのであれば、通常の管理をしていただきますが、市が管理するというのであれば、例えばその木材を売って採算のとれると思われる森林であれば、市内の業者にお願いして管理していただいて、その中で収支合わせていただくという形になると思います。それ以外の収支合わない、山として持っていて収支が合わないというところが結構多いかと思えます。それにつきましては、市で管理をしていくと。環境譲与税を使わせていただいて育林も含め植樹も含めやっていくと。どちらかというとその採算性が合う森林にまず間伐、育林しながら育てていくというのがありますが、場所によってはもう将来的にも採算性がとれないという可能性のある場所もあります。そちらについては、防災なりという意識から広葉樹林に転換していくとか、そういう形でやっていきたいと思っております。
- 委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。
- 委員（藤原光昭君） 今課長のほうから実体も含めて、話がされたわけで正直なところをやっぱり私有林がかなり多い。今までも伐採についても森林組合さんをお願いしてやっぱり個人のそういう私有林というのは森林組合さんあつけども、森林組合さんも条件のいいところをやるわけで、結果として条件の悪いところが残る。条件の悪いところは本当は地主さんも売りたいんだけど、全く採算に合わないし、地主さんも入る金がないということから放っておいてる。最近特にそうなんです、後継者がいない。後継者がなくてむしろどうにもならないというのが実態多いんですよ。だからそういう部分を今課長が言ったように、そういう部分をどうするか。やっぱり伐採も含め、育林も含めて市がどのように関与していくか。やっぱりこれが大事じゃないかな。そうした上で、やっぱりいい方向にね、進むのであれば、やっぱり地主さんも当然、任せたいと、やっぱりそういうのには

傾けんじゃないかなという思いがしてます。むしろはっきり言って条件の悪いところが多いです。だども昔はね、3大家族。それぞれすみ分けをして常に管理をしてたからそれが循環ができた。完全に循環というのは、地域内循環というのも含めて完全に途絶えてる。昔のようにやれば、やっぱり循環が正しいことだったけども、もうそういう今の世の中じゃないから、やっぱりそういう部分どんどん手放す。もう山も放す。もうどうにもならない。手をかけねえというのがほとんど。それを森林組合だけではちょっと手に負えないと思うんですね。宮古の森林組合だけでは。やっぱりそういう部分をやっぱりきちっとどうとらえながら、やっぱりこの基金ももうまい具合にどう活用していくかも含めてね、やっぱり森林の宮古市の豊かな森づくりという総合的なとらえかたでね、やっぱりそこらをちゃんとやっていただければいいなと、そういう部分に大いにも基金をね、活用できればいいなというふうに思います。それから続けて、森林組合から今度は下請けではないんですが、いろいろ個人林業者、森林をいろいろ間伐も含めてそういう整備、そういう部分は下請的っていうのか、何というのがちょっと言い方わかんないんですが、森林組合だけでは当然できるはずがないからいろいろ業者っていうのか、個人っていうのか、お願いしていると思うんですが、そういうのはもういろいろ幅が広くて何言うがわかんないかと思うんですけども、どのくらいあって森林組合のお手伝いを伐採をしてるもんですか、今現状。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 今ちょっと数字は持ってきておりませんが、個人で本当にやっているようなところもありますのでちょっと数としては相当あるなという感じですが、よろしいですか、すいません。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員いいですか。はい。そのほか。伊藤委員。

○委員（伊藤清君） 基金の使い道というので育林、植林、今除間伐というようなことで話されましたが、それ以外にはどういうふうに使われている。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 今言ったのが主に大部分を占めるかと思うんですが、私たち今考えているのが、担い手の育成というところにも使っていきたいと思っております。例えば若手の林業者の方々最近も入ってきている方がいらっしゃいますので、そういう方々の研修であったり、あるいはもう若手でなくてもある程度実践積んだ方であっても、そういう方の研修会をやったり、あとは子どものころから林業に親しむということが大切なかなと思っております。最近林業の意見を聞いても、子どもから触れあった方が将来的にも残るんじゃないかという話をされてますので、子どもたちに森林に触れあってもらう機会、そういうものをつくっていききたいと思っております。それから森林組合なり、業者さんに管理していただくところもあるんですができればご本人が管理できるとはしていただきたいと。特に最近定年を前にした方、あるいは定年された方というのがご自分で持っている森林の管理に非常に興味を持ってらっしゃいます。そういう方々の例えばチェーンソーの使い方の研修であったりとか、あとは作業道、ちょっとした重機を使って自分でやってみたいという方もいらっしゃいますので、そういうものの研修とかそういうものを作っていきたいと思っておりました。

○委員長（佐々木重勝君） はい、伊藤委員。

○委員（伊藤清君） はい。わかりました。去年台風19号がありました。そういった業者は伐採の際には搬入道路ということで山の中腹まで道路をつくって搬出してくると。道路がこの間の台風のときは、そこが土石流となって流れてかなりの被害だと。残さ等も残ってそれが流れてきてせき止めてかなりの洪水が起きて被害が出たということなんです、そういったその道路を修復してくるとか、そういったそのあれに使えないの、これは。



- 委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。
- 農林課長（飛澤寛一君） 大変申しわけありません。忘れておりました。実は、新年度予算には要望すると、これから審議いただくものでありますが、新年度予算には、そういう作業道、個人で設置したものを含まれるわけですけれども、ほとんどがそうなわけですが、そういうものの再整備というか修復にも助成をしていきたいということで考えております。
- 委員長（佐々木重勝君） 伊藤委員。
- 委員（伊藤清君） これとは別にね、一般会計のほうでやっていくと。
- 委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。
- 農林課長（飛澤寛一君） 申し訳ありません。この森林環境譲与税を使った事業として考えております。
- 委員長（佐々木重勝君） はい、そのほか。落合委員。
- 委員（落合久三君） 伊藤清議員の質問に対して、私も聞こうと思ったんでただ答弁あったんでほとんどいいんですが、目的達成のための事業にかかわる経費に充てると。これどういうのを想定してるかっていうのを聞こうと思ったら、今課長からまとめて育林、植林、除間伐を中心に、それからもう一つ私の想定外の答えが出たのは、担い手育成の研修等にも充てたいという答弁があったんで、この最後の部分、従来林業についても担い手育成事業をやってますよね。この点と課長が今、伊藤議員の質問の最後に使おうとしている担い手育成のために、というのは、これ財源を振り替えるっていう意味でしょうか。要するに、従来の担い手育成のための財源と今度は森林環境税が導入されるということとのかかわりでどういう理解をすればいいのかな。想定外の答弁だったんでそこだけ聞いときます。
- 委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。
- 農林課長（飛澤寛一君） はい、この森林環境譲与税ですけども、従来ある事業を振り返ることは認められておりません。ですので、新しい事業としてこれまでも担い手の育成に取り組んできたわけですが、十分だったかといえば、予算もなかなかつかないという状況もありましたので、十分ではなかったのかなと思っております。今回、たくさんの予算いただけるという状況が整いましたので、本格的に例えば年間を通じて研修会開いていくとかという形で育成に力を入れていきたいと思ってます。
- 委員長（佐々木重勝君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） そうすると森林環境税で譲与された部分を使って、今言ったような方向でやっていきたいと。はい、わかりました。それからもう一つはこの第5条、基金に属する現金を歳計現金に振りかえて運用することができる、歳計現金っていうのは私の理解では、いわゆる宮古市の歳入歳出にかかわるお金というふうに理解するんですが、それ以外のものっていうのは別の反対語で歳入歳出外現金っていう言い方もあって、企業会計でいえば預かり金みたいなそういうのが歳計外現金という部分だと思うんですが、歳計現金に繰りかえて運用することができるというこの意味は、ここはどういう意味かっていう、まず端的に。
- 委員長（佐々木重勝君） 菊池産業振興部長。
- 産業振興部長（菊池廣君） まず毎月の支払いは会計課のほうで各課から収入支出をもらって、お金のやりくりをしているわけなんですけど、交付税が入ってくる時期が決まっておりますし、国県の補助金というのは年度末、出納整理の期間というようなときもあります。あわせて市税の納期のとき以外で、支出が増えたときに現金がなくなって払えない支払いが難しくなってきたというのに、一般会計の現金が少なくなってきたときに、これを繰り替えていろいろな会計のほうへ、あるところから一部ずつ繰りて、繰り替えて運用するというのが、

ここの部分でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） わかりました。最後、第4条、基金の運用から生ずる収益は一般会計歳計歳出予算に計上すると。この場合に、収益が出た場合の例えば有価証券を買ったと。100買ったが利益が10円でだと、この10円っていうのは、財政課、会計課に聞くべきことだとは100も承知ですが、これは歳入でいえば、寄附金になんですか、それとも財産収入になんですか、ちょっと本筋じゃない事を聞いて、だからくどくは言いませんが、収益金はどういう扱いで、市の歳入に入ってくるものでしょうか。参考までに聞いておきます。

○委員長（佐々木重勝君） はい、菊池産業振興部長。

○産業振興部長（菊池廣君） ここで言ってる収益っていう部分は歳出でこの事業をやるときに、木を切ったりとかいう場合で木を売ったときに生じる収入が出てくる。そういうのを雑入で入れてそれを基金に積み立てるといようなやり方の部分で、落合委員が言ってる部分の利息というのは、基金の中で管理しておりますので、それは基金の中で1円でも10円でも積み立てる。利息は積み立てるということになっております。

○委員長（佐々木重勝君） はい、落合委員。

○委員（落合久三君） はい。以上です。

○委員長（佐々木重勝君） そのほか。すいません、私も一つだけ聞きたいんですが。

○委員（藤原光昭君） はい、佐々木委員。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員の質問に対して、今年3,400万、来年7,400万というお答えがあったんですが、それで来年意外と早いなと思って、私の認識の中では市町村に来るのが譲与税、そして環境税をお1人1,000円でしたがね。それをとって国は現段階では借金をして前倒しで市町村に配分して、環境税が発動になれば、環境税をもってその借金を返済しながら、各市町村によこすと。つまり徐々にこう金額が上がっていくという認識でいたんですが、来年環境税もう発動かなと思いつつ今お聞きしたんですけども。来年の7,100になる見通しの理由を教えてください。

○委員（藤原光昭君） 藤原農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） はい、実はですね、委員さん言ったとおり、当初はそんなに多い予定ではなかったんですけども、昨年12月、国県から通知が参りまして、来年度の譲与税の金額は、現在の2.1倍に上げますよと。積極的に事業を進めてくださいというような形で通知が来ております。その関係で前倒しして2.1倍でくるということですよ。

○委員（藤原光昭君） 佐々木委員。

○委員長（佐々木重勝君） それでちなみにですね、さっき言ったとおり、環境税がもう発動されて国で借金みんな返済し終わったという場合は、環境税のほぼ満額が配分になると思うんですよ。ということはつまりな金額になるんじゃないかなと思うんですがその辺は試算していますか。

○委員（藤原光昭君） はい。飛澤課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 最終的には令和15年からになるかと思っておりますが、約2億が宮古市に入ってくると見込んでおります。

○委員（藤原光昭君） はい、佐々木委員。

○委員長（佐々木重勝君） ということは言いたいのは大いに事業を進めて除間伐とか山林整備、あるいは木の活用に事業を取り進めていただきたいなと。あるいはこの間、基金条例に余り積むことなく、進めてもらいたいな

と思っておりますので、その辺を要望としてよろしく申し上げます。はい、それではほかに質疑がなければこれで質疑を終了いたします。これから議案第 27 号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第 27 号は原案可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。なしと認めます。よって議案第 27 号は原案可決すべきものと決定いたしました。説明員の入れかえを行います。

○

#### 付託事件審査（2） 議案第 28 号 宮古市農林漁村地域多目的集会施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○委員長（佐々木重勝君） 次に議案第 28 号宮古市農林漁村地域多目的集会施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。落合委員。

○委員（落合久三君） はい、一つは、赤前の農漁村センター私も時々見ますが、これ完成したのはいつでしたっけ。

○委員長（佐々木重勝君） はい、去石課長。

○都市計画課長（去石一良君） 今の施工中でございまして、3月22日の工期で今契約している状況でございます。しかしながら、台風の影響がございまして、労務者の確保が難しくなりました。そこで、約1カ月程度工期が延長するという見込みから今回の施行日を6月1日にするものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） はい。佐々木清明委員、次をお願いします。

○委員（佐々木清明君） 今、一つは落合委員さんのほうからの質問でした。それで、現在赤前の集会場つくってわけですけれども、地元の方々のご要望が駐車場が狭いと。それで、現在完成すれば駐車場何台ぐらいとめられます。

○委員長（佐々木重勝君） はい。去石都市計画課長。

○都市計画課長（去石一良君） 今のつくっております建築しておりますところの敷地には、駐車場を敷地には5台確保してございます。さらに今建築しているその向かいの道路脇にですね。そちらのほうにも5台分確保してございます。合計10台でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。金浜にも農林漁村センターがあるんですけども、あそこも結構車10台は停めれるような形。それで今話を聞きましたらば、合計で10台ということですので、了解いたしました。

○委員長（佐々木重勝君） よろしいですか。そのほかございませんか。ほかに質疑がなければ、これで質疑を終わります。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。質疑を終了いたします。これから議案第 28 号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい、討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第 28 号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第 28 号は原案可決すべきものと決定いたしました。はい、それではまたここで説明員の入れかえを行います。

○

### 付託事件審査（3） 議案第 29 号 宮古市漁港管理条例の一部を改正する条例

○委員長（佐々木重勝君） はい、よろしいでしょうか。それでは次に、議案第 29 号宮古市漁港管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。落合委員。

○委員（落合久三君） 本会議場で確かに説明らしきものはあったんですが、そもそも漁港施設に電柱だとか、あとは排水等のパイプだとかを設置する場合の占用料の改定が提案されているんですが、これは、多分、県の漁港管理条例も当然改定になったことを受けてのではないかなと思って見ているんですが、まずそうなのかどうか。要するにこの金額見ても 300 円一本ごと電柱の場合だと 300 円のを 380 円にするということなんですが、どういった必要性があってこういう改定に至ったのかっていう背景をちょっと簡潔に説明してください。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 議会初日にご提案した内容の繰り返しになりますけれども、今回、道路法施行例の定める国の占用料の額が固定資産税評価替えとか、地価の水準動向踏まえて昨年 9 月に改定されまして、本年 4 月から施行されることとなります。市では県条例とは別に国との均衡を図るために国が定める占用料の額に合わせて、改定を行っておりますので、今回はこの国の改定、道路用道路法施行例の改定に伴いまして、占用料の改定をするものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そうすると議案 30 号、も今日の産業建設常任委員会では、議案 30 号はもうちょっと後で審議する予定になってますが、そもそもこの漁港の施設等についても、国交省が言う道路占用にかかわる改定、これは多分法改正ではその趣旨は 3 年に 1 回、固定資産の評価替えも 3 年に 1 回なんで、それに合わせて占用料もこう改定する事のかかわりでこれも提案になったっていうのが、そういうことですか。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） ここに書いてある電柱の場合には一本ごとに 300 円だったものが 380 円。それから右の方には地下埋設物を設置する場合に外径だからあれがあるとすれば外側のね。中のほうは内径っていうようだけれども、40 センチ未満で 1 メートルまでのやつは 81 円になりますよと。これも結局固定資産の評価替えに伴ってこの金額の根拠っていうのは詳しい説明はいらないんですが、これも全部評価替えに伴ってこういう数字がはじき出されたということですか。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 評価替えに伴ってではなく、道路法施工令で定める占用料が改定されたので、国との占用料の均衡を図るために、今回電柱及び地下埋設物の占用料の額を改定するものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） という理解だったんですが、国交省の占用料の見ますと、3 年に 1 回固定資産の評価考えがあって、それを受けた形で国交省としても国道等を利用させる場合の占用料を 3 年に 1 回見直しをすること

になっているという理解をしたために、そういうふうに言っただけなんです、それは背景にはそうなんじゃないですか。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） はい、冒頭にも説明しましたがけれども、固定資産税の評価替えや、そのほかにもございます。地価の賃料の水準の動向とか、もろもろの動向を反映して改定をしているということのようです。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員、よろしいですか。はい。そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。よろしいですか。はい。ほかになればこれで質疑を終わります。これから議案第 29 号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい、討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第 29 号は原案可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第 29 号は原案可決すべきものと決定いたしました。また、説明員の入れかえを行います。

○

#### 付託事件審査（４） 議案第 31 号 宮古市営住宅条例の一部を改正する条例

○委員長（佐々木重勝君） はい。それでは次に議案第 31 号宮古市市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。落合委員。

○委員（落合久三君） 最初に 31 の 1 の理由のところ民法の改正に伴い、不正入居者に対する明け渡し請求を行う場合云々と。最初に不正入居者ってまずどういう者を指すのかっていうそこがちゃんとしないと中身がわからないような気がする、それを最初に説明願います。

○建築住宅課長（菅野和己君） はい、こちらのご説明の方でひとくくりという意味ではないんですが不正入居という表現をしておりました。想定している状況というのがですね。当然市営住宅に入るに当たっては、入居要件を満たして入っていただいているんですけども、入った後に実は入居要件を満たしていませんでしたよというようなケースがあった場合、そういう方は本来市営住宅に入居できない方ですので、当然出ていただくべきですよ。そしてその出ていただくときの安すぎた家賃というべきなんでしょうか。本来きちんと徴収すべきだった家賃というべきなのか、その差額が生じるわけなので、その差額に掛ける利率が今回、法改正に伴って変わることから、5%から変更をするという内容でございます。ちなみに不正入居、本来要件を満たしていないのに入居をしているのはどういう場合とは想定する、とすると余りうちのほうでこれまで発生したことはないんですが、例えば、婚約をいたしますと。3カ月以内に結婚する予定ですよというような条件の場合ですと、証人を立ててもらって、事前に単身でも入居を認める場合がございます。この方が実は結婚の予定が全くなくて、そのまま入居しましたよ、なんていうのが仮に発生したとすれば、これに該当してくるのかなとは思いますが。ただ今の時点で、そういう状況が発生したことはちょっとございません。以上でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 結婚をする、それを条件に例えば男性の A さんの名前で入居申し込みをして入ったと。ところが諸般の事情から結婚はしないで、A さんが入っていれば問題はないんですよ。

○委員長（佐々木重勝君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和己君） はい、本来家族があることという条件を付して市営住宅を貸し付けしております。通常であれば、高齢者の場合を除いては、家族がある方を入居をさせている、認めているという状況でございます。稀になんですけれども来月、再来月結婚する予定なんで部屋を借りたいですってというような方があった場合、それはさすがに結婚してから来てくださいますのでは新生活が営めませんので、ご家族から結婚予定ですよというような証明をしてもらった形でまだ単身結婚前なただけでも結婚を認めますというような、稀にそういう事例もございます。そうやって、当初は独身で入ってもらうだけども、約束どおり二月以内、三月以内には結婚をなさって戸籍を確認すれば、ご家族がございませぬというようなそういう事例がたまにございます。なので、市からするとあれ当初の話と違ってだましたんじゃないんですかみたいな状況が仮に発生する、とすると、想定されるのはそういう事例かなあとは思っております。その他の通常の市営住宅の入居の場合ですと、基本的には入居手続の際に入居要件を確認をしているので、入居した後になってから、不正ではなかったかっていうような事例があまり発生することはないかとは思っております。以上でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） この理由の31の1ページの条例改正する理由ね。不正入居者に対する明け渡し請求を行う場合の利息の適用利率の変更をしようとするものだ。この後段とのかかわりがね、ちょっとまだ今の説明で私は飲み込めないんですが、先ほど課長が例として出した結婚をしますと。3カ月後だよ。親がどうも承知しているというんで入ったと。ところが、いろんなことがあって結婚できないでしまったと。それが半年も続いてしまったと。家族で2人で入る予定が1人だけ入っている。これは入居のときの条件に合わなくなった。是正を求めると。1番いいのさっさと結婚すればいいんでしょう。だけどもそのことと、そういう是正勧告っていか問いか問いは当然するわけでしょう。そのことと、退去する場合の、先ほど課長の冒頭の答弁ね。その場合の本来もらうべき家賃の差額とは言いませんでしたが、それが伴うのでっていうのがちょっとわからないんですよ。だって、その人がね。2人で入る予定が1人だったんだけど、家賃は普通に払ってきたと仮定した場合に家賃の不足分を請求するってということになるのかどうかっていうのがわかんなくて聞いてます。

○委員長（佐々木重勝君） はい、菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和己君） すいません、例え話がちょっともしかして適切じゃなくてわかりづらかったかもしれないけれども、委員さんご指摘のとおりですね。例えば今の事例で言いますと、本来、適正に入居しているとすれば家族2人でしたよ。そうすると、例えば適正な家賃は2万円ですという形で2万円を賦課して払ってきてもらっている。ところが、実はその方適正じゃなかったんですってというお話になれば、こういう方の場合ですと、いわゆる公営住宅として計算をした家賃ではなくて、民間のアパート並みの家賃を賦課をしますよと、いわゆる市営住宅の場合ですと、近傍同種家賃というふうにしやべってるんですけども、大まかに端的に言ってしまうと、建設費から割り返しされるべき家賃額というような形で、例えば8万円とか9万円とか、建設費によりけりなんですけれども、本来民間であれば、その建物であれば8万円、9万円の家賃であるべきでしょう。でも、市営住宅で低所得者が低額で入居できるということなので、家賃は2万円なんです。いわゆるこの差額の部分を納めてもらうとともに、そして、その差額に対して、利率を付してという内容となってございました。以上でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 今の説明でよくわかりました。終わります。

○委員長（佐々木重勝君） そのほかございませんか。はい。ほかになればこれで質疑を終了します。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい、質疑を終了いたします。これから議案第31号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第31号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい、異議なしと認めます。よって議案第31号は原案可決すべきものと決定いたしました。ここで説明員の入れかえを行います。

○

#### 付託事件審査（5） 議案第32号 宮古市手数料条例の一部を改正する条例

○委員長（佐々木重勝君） それでは次に、議案第32号宮古市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。どなたかございませんか。質疑なしと認めてよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。質疑ほかに質疑がなければこれで質疑を終了いたします。これから議案第32号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい、討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第32号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案可決すべきものと決定をいたしました。また、説明員の入れかえとなります。

○

#### 付託事件審査（6） 議案第34号 市道路線の認定について

○委員長（佐々木重勝君） 次に、議案第34号市道路線の認定についてを議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。伊藤委員。

○委員（伊藤清君） はい、これは保育所、新しくできた保育所の道路を市道認定するということなんですが、雪降った場合に、ここを除雪をしていただけるんですか、これ。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） はい、市道認定いたしましたら市の管理でございますので、それは除雪はいたします。

○委員長（佐々木重勝君） 伊藤委員。

○委員（伊藤清君） 今もこの地図にあってその古いところに市道沿いに保育所があるわけなんです、今ですね、7時半ごろから子どもさんを送ってきてる来ということで、除雪がかなり遅いということでね、今もうかなり言われておりますので、7時半前にはできれば大雪が降った時には雪かきをしていただきたいなというふう

に思っております。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） はい、お気持ちは重々わかるんですが、必ず7時半までには行きますとちょっと言い切れないというのも、ご理解いただきたいところですが、限られた重機とか、次の人員の中で、急いでやっているところですので努力はいたしますということでよろしくお願いします。

○委員長（佐々木重勝君） 伊藤委員。

○委員（伊藤清君） よろしく申し上げます。ここはですね、中まで入って行って子どもさんを送迎をするということがいいんですね。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） はい、保育所の入り口、敷地の入り口近くに所で車が転回できるような形でということで整備をして、それでもって市道認定するというのでやりましたので、車は中まで入っても十分転回して出てくれますし、あと数台ぐらいの駐車場はあると思いますので大丈夫車は中まで行けると思います。

○委員長（佐々木重勝君） 伊藤委員。

○委員（伊藤清君） 昨日見てきましたが、駐車スペースが3台ぐらいあるようなのですが、あそこに入って方向変換してくるという状況でいいですかね。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） 駐車場に入らなくても、手前のところで転回できるぐらいの、普通車が転回できるぐらいの形にはなっておりますので、そこは駐車場に必ず停めるということをしなくても転回して出てくれるというふうには思っております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） その認定の図面、これをちょっと見てほしいんですが、教育民生常任委員会で議論するような意味合いもあると思うんですが、素朴な疑問、花輪保育園に赤い線で市で市道認定しようとするこのルートで入って行って保育所があると。なんで袋小路なのかなあ。あつてはほしくないですが、万が一保育所でボヤ騒動だとか、何かあったときにここどうなのかなって非常に素朴な疑問が生じます。すぐそばに県道花輪千徳線があるわけですから、例えば工法的に難しいのかどうかわかりませんが、こっちにも抜け出ようできないものなのかな。小さい子どもが送り迎えして入ってくる。しかも今の話だとUターンして戻っては来れるスペースは大丈夫あるよとは言いながらも、救急車だとか、消防車が入ったりすると、ここは混乱するんじゃないかなって非常に素朴な疑問があるんですが、抜ける道路どうでしょう。要するに、袋小路になってるってこと自体がどうなのかなあ、あんまり大人だけの稼ぐ場所とは違うんでっていうふうに思うんですがどうでしょう。

○委員長（佐々木重勝君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） はい、お答え申し上げます。確かに委員おっしゃるとおり子どもたちが利用する施設でございますので、非常時、緊急時の対応は大切であると考えております。今回につきましては、こういう形の敷地条件、周辺の立地条件の中での整備でございます。もし、必要性がまた出てくるのであれば、それはこの場だけではなくてですね、もう少し総合的に考慮し、検討していくべきものと考えております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 今の部長の答弁はスタートしてみているいろいろなこと経過を見ながら、もし不都合とかそう



いうものがあるとなれば検討するという意味で受けとめました。実はこれは同僚議員の竹花議員として、たまたま隣り合わせで座ってだったもんですから私もこれみて、竹花議員も何でここ袋小路になってんだべなつていう全く同じ疑問を持ったもんですから、そういう意味では私だけが思った質問ではないかなっていうふうには思っているんで、ぜひここは検討に値するんじゃないか、もう一つ答弁があればですが、先ほどの部長の答弁で、ぜひ検討してもらいたいという意味であれば、検討する余地があるという答弁であれば了としますが。

○委員長（佐々木重勝君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） この場でですね、具体的に云々というところまでは至りませんが、いずれ子どもたちのこともございますし、今後の状況も必要性を見ながらですね。もしそういうことが必要なのであればですね。これは我々だけではなくて、総合的に取り組む必要があると思っております。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。

○委員（高橋秀正君） いま落合さんの話、いやあ、部長ももう少し、何これはおらほう道路作る前に決まってやっただってのはっきりしゃべればいい。今さら後から言えないがって。それはさておき、この位置図のほうにこの位置の図面があんだどもなんのこと書いてんだかわかんねえど。書くのであればここに入れてほしいのになど。それだけです。

○委員長（佐々木重勝君） 答弁はいいですか。答弁なさいます。いいですか。はい。そのほかございませんか。はい。ほかに質疑がなければ、これで質疑を終わりたいと思っておりますがよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。それでは質疑を終わらせていただきます。これから議案第34号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい、討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第34号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい、異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案可決すべきものと決定をいたしました。ここで説明員の入れかえを行います。

○

#### 付託事件審査（7） 議案第30号 宮古市道路占用料徴収条例及び宮古市都市下水路条例の一部を改正する条例

○委員長（佐々木重勝君） それでは次に、議案第30号宮古市道路占用料徴収条例及び宮古市都市下水路条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。どなたがございませんか。落合委員どうぞ。

○委員（落合久三君） ちょっと現況を正確につかむという質問だけしたいと思っております。改正前、改正後、これも先ほどのちょっと漁港施設との兼ね合いもあるんですが、この法第32条、表の30の1ページですが、32条第1項第1号に掲げる工作物一種、二種、三種の電柱、それから電話柱、その他柱類、こうなってるんですが宮古の条例に該当する電柱、電話柱というのは、ざっと何本あるんでしょうか。プラス使用料だと、歳入でいえば、使用料だと思んですが、ざっと年間どのくらい使用料として入っているのか、この2点だけちょっと教えてください。

○委員（落合久三君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） 申し訳ありません。電柱だけのデータというのはちょっと今持ち合わせておりませんので、改めてちょっとお答えしたいと思います。申しわけございません。

○委員長（佐々木重勝君） 後でということですが、それでよろしいですか。はい。もう1点は金額おおよそどのくらいでしょうかという質問だったと思うんですが。はい、中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） 電柱だけという占用料の額ではなくてその他いろんなのも全体的なのでよろしいでしょうか。はい。それでありましたら年度更新分まず今年度、更新した分でございますと、339万円ほどの占用料の額になっております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員、よろしいですか。はい。そのほか、ございませんか。はい。ほかになければこれで質疑を終わりますがよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。それではこれで質疑を終了いたします。これから議案第30号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、直ちにお諮りいたします議案第30号は原案可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案可決すべきものと決定いたしました。ここでまた説明の入れかえとなります。

---

○

**付託事件審査（8） 議案第33号 宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

○委員長（佐々木重勝君） それでは次に、議案第33号宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。どなたか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 質疑がなければこれで質疑を終了いたします。これから議案第33号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第33号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は提案、可決すべきものと決定いたしました。以上で当委員会に付託された議案の審査は終了しました。お諮りいたします。2月26日に本会議における委員長報告につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい、異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終了いたします。

午後2時00分 付託事件審査終了



宮古市議会産業建設常任委員会委員長 佐々木重勝